

第17回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年11月7日（土） 午後2時30分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況について

(3) 北海道における取組等について

(4) 札幌市における感染拡大防止対策について

(5) 本部長から

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第25回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・各局区における取組状況等の報告資料

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

※下線更新箇所

1 市内感染状況（11/6 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

陽性者(累計)	現在患者	入院	宿泊療養	調整中	死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
2,533	504	110	268	126	58	1,971

(2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	非公表	計
男性	7	43	285	188	145	125	100	80	41	15	47	1,076
女性	2	61	338	140	97	108	80	83	71	42	72	1,094
非公表		3	11	2	5	4	4	2			332	363
計	9	107	634	330	247	237	184	165	112	57	451	2,533
現在患者	2	12	126	80	74	55	34	14	10	4	93	504
陰性確認者	7	95	508	250	173	181	142	133	86	44	352	1,971
死亡者						1	8	18	16	9	6	58

2 対応状況

(1) 対策本部等

○10月28日 第16回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・今後、季節性インフルエンザの流行により、発熱者の増加が想定されることから、発熱外来等の体制強化を進めるとともに、多くの市民に利用してもらうための周知徹底に取り組むこと。
- ・ここに来て感染者が増え、保健所の業務が非常に増えている状況であるが、この難局を乗り越えるため、今後も感染状況に応じて、保健所の応援職員の増員など、感染症対策業務を最優先とし、全庁一丸となって取り組むこと。
- ・若年層や繁華街に向けた感染拡大防止策のほか、家庭や職場などの場面においても感染するケースが増えていることから、北海道と連携しながら、感染拡大防止対策の徹底を図ること。
- ・10月末のハロウィンを始めとした、クリスマスや大晦日などの多数の人が集まる季節のイベントに対しては、必要なタイミングで繰り返し注意喚起を実施し、イベントの安全性を担保するための必要な感染防止対策を講じること。
また、すすきの対策については、国の専門家のアドバイスをいただきながら、国や道との連携を強化し、取組や検討を進めること。

○10月26日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

<議題>

- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応の点検及び市内感染状況
- ・インフルエンザ流行期に向けた対応
- ・感染拡大防止策の今後の取組

○9月16日 第15回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・9月19日からのイベント開催制限の緩和については、イベントの種類により収容率や人数上限が異なることから主催者や施設管理者にわかりやすく周知を行うとともに、いま一度、感染予防対策の徹底をお願いすること。
- ・「Go To Travel」事業については、東京から旅行で来られる方が増えると予想されることから、ホテルや観光施設などの事業者に対し、改めて、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていただくよう周知徹底すること。
- ・第3回定例市議会において、新型コロナウイルス感染症対策第5弾となる全会計470億円規模の補正予算案を提案する。インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制と感染拡大防止の強化や、さらなる社会経済活動の回復に向けた事業者等の事業継続・活動再開に対する支援、落ち込みが懸念される冬期の観光需要の喚起に向けた取組を中心に編成したところであり、補正予算の議決を得られた際に、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう、スピード感をもって事務を進めること。

○8月27日 第14回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。
- ・感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。
- ・感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。

○7月28日 第13回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。
- ・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。
- ・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されるこ

ととなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。

○7月9日 第12回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。
- ・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。
- ・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。

○6月18日 第11回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。
- ・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

○5月30日 第10回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分かりやすい位置に「新北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。
- ・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、

自粛又は感染対策の徹底を図ること。

○5月26日 第9回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。
- ・第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。
- ・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。
- ・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

○5月22日 第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。
- ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。
- ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

○5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。
- ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急

事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。

- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR 検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

○5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。
- ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。
- ・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

○5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- ・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校については、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。
- ・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR 検査体制の強化を図ること。
- ・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- ・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組

む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

○4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。
- ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。
- ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

○4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。
- ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。
- ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。
- ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないように、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

○4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。

また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を

予防する手立てを徹底すること。

- ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。
- ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること
- ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること

○4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。
- ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。

○4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。
- ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- ・第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

○4月2日 第8回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。
- ・今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。

- ・市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。
- ・市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。
- ・なお、再開後であっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

○3月27日 第7回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。
- ・なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様に混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。
- ・経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。
- ・引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- ・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。
- ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。
- ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。
- ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。
- ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。
- ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航

歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。

- ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。

○3月23日 第6回対策本部会議

<指示事項>

- ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないよう、準備をすること。
- ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。
- ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。

○3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換

- ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。

○3月17日 第5回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。
- ・3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくること想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。
- ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。
- ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
- ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り

組むこと。

- ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願います。
- ・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底をお願いします。
- ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくよう願います。

○3月6日 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））

○3月3日 札幌市感染症対策室設置

○3月1日 国立感染症研究所の職員派遣受入

○2月29日 第4回対策本部会議

<指示事項>

- ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。
- ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。
- ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。
- ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。
- ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。
- ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないよう、特に注意すること。

○2月22日 第3回対策本部会議

<指示事項>

- ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度（2/23～3/15）、原則中止または延期とする。

○2月18日 第2回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築

○1月30日 第1回対策本部会議

(2) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（11/2 現在）

- ・既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】

相談件数（累計）※：22,827件【前週比+223】（来所 6,635件、電話 16,192件）

※札幌中小企業支援センター内の相談窓口

- ・機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】

相談件数（累計）：4,274件【前週比+99】（来所 4,202件、電話 72件）

- ・機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】

相談件数（累計）：4,058件【前週比+130】（来所 1,471件、電話 2,587件）

	既存の相談 (経営相談・融資対 象認定等)		機能拡充部分 (融資申請サポート、 税、感染予防相談)		機能拡充部分 (雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等)		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1,347	1,991	0	0	0	0	3,338
4月	2,372	3,051	30	22	0	0	5,475
5月	1,969	3,801	855	5	400	713	7,743
6月	584	1,860	890	7	345	511	4,197
7月	206	1,346	699	11	168	278	2,708
8月	57	1,233	547	9	134	266	2,246
9月	34	1,403	629	5	163	367	2,601
10月	26	1,369	531	13	249	431	2,619
合計	6,633	16,136	4,181	72	1,459	2,566	31,047

②融資制度 (11/2 現在)

認定件数 (累計) : 18,028 件【前週比+169】

【業種】飲食業 2,140 件、小売業 2,433 件、建設業 4,073 件、運輸業 526 件、製造業 620 件、電気・ガス・熱供給・水道業 225 件、保険業 85 件、卸売業 904 件、不動産業 1,248 件、宿泊業 153 件、医療・福祉 1,045 件、情報通信業 348 件、教育・学習支援業 106 件、サービス業 4,118 件、林業・鉱業 4 件

※その他

- ・ 5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施。(結果は 6 月に公表済み)
- ・ (5/11) 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- ・ (5/1) 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式 HP に公開
- ・ (4/20) 事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- ・ (4/15) 経済団体等 9 団体と市長・3 副市長による緊急懇談を実施。
- ・ (3/31) 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- ・ (3/16) 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- ・ 3/9 から 3/17 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27 の感染症対策本部会議にて結果公表。
- ・ 3/6 より、市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16 に結果公表。

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1 時点と同程度の影響が 6 月まで継続した場合の試算

- ・ (3/4) 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式 HP を公開

(3) 教育関連施設

- ・ 11 月 5 日に栄中学校の生徒の感染が確認され、当該生徒が在籍する学級を臨時休業とした (11/5~11/13)。
- ・ 10 月 31 日に手稲山口小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時休業とした (11/1~11/12)。
- ・ 10 月 31 日に豊明高等支援学校の生徒の感染が確認され、当該生徒が在籍する学級を臨時休業とした (11/1~11/10)。
- ・ 10 月 30 日に藻岩高校の生徒の感染が確認され、当該生徒が在籍する学級を臨時休業とした (10/31~11/11)。
- ・ 10 月 29 日に北野台中学校の教職員の感染が確認され、当該教職員の濃厚接触者に指定された生徒を出席停止とした (10/30~11/6)。
- ・ 10 月 25 日に豊平小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時休業とした (10/26~11/6)。
- ・ 10 月 24 日に開成小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時休業とした (10/25~11/5)。
- ・ 10 月 23 日に平岡南小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時休業とした (10/24~11/4)。
- ・ 10 月 11 日に中の島中学校の生徒の感染が確認され、当該生徒が在籍する学級を臨時休業とした (10/12~10/22)。
- ・ 10 月 6 日に新琴似南小学校の児童 2 名の感染が確認され、当該児童が在籍する 2 学級を臨時休業とした (10/7~10/15)。
- ・ 9 月 28 日に手稲西小学校の教員の感染が確認され、当該教員が担当する学級を臨時休業とした (9/29~10/9)。
- ・ 9 月 18 日に明園中学校の生徒の感染が確認され、当該生徒が在籍する学級を臨時休業とした (9/19~24)。
- ・ 9 月 13 日に明園小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学級を臨時休業とした (9/14~23)。
- ・ 9 月 11 日に伏見小学校の児童の感染が確認され、当該児童の濃厚接触者を出席停止とした (9/12~23)。
- ・ 7 月 11 日に伏見小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学年を臨時休業とした (7/13~23)。
- ・ 6 月 12 日で、少人数短時間登校(園)日設定期間終了。
- ・ 6 月 1 日から、園・学校を再開。6 月 12 日までは少人数短時間登校(園)日を設定。

- ・特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施（～5/31）。
 ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校（園）日を設定（6/1～12）することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。
- ・特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施（4/22～5/6）
 ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施（4/27～5/1）。
- ・北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施（4/14～5/6）。
 ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施（4/13～22）。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13 から指導休止。
 ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供（毎週木曜日更新）。

(4) 地下鉄・市電

- ・4/15～ 市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施（手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。）
- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局 HP にて公表（3/18～、毎週水曜日更新）
- ・2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31 受付終了）
- ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）
 ※当分の間継続実施

(5) 市有施設

別紙「市有施設の状況」のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを发出（4/24、4/28、5/5、6/1）
- ・市民の皆さまへのメッセージを发出（2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6、8/27、9/16）

○総務局

- ・(3/9) 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式 HP のトップページに掲載
- ・(2/25) 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者（21 社）に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

- ・(8/20、10/16) 市内大学及び短期大学、各専修学校及び各種学校に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）

- ・(5/8) 市内関係大学(8大学)に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり(5/18)。
- ・(3/3、3/27、4/8) 市内各大学及び短期大学(17大学)に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼(道・市連名)
※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知(4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7、10/7)

○財政局

- ・(5/12)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」(市公式HPに徴収猶予の特例制度に関するページを掲載)
- ・(4/28)「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」(市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載)
- ・(4/22)「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」(市公式HPに法人市民税等の期限延長手続き等について掲載)
- ・(4/20)「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」(市公式HPに縦覧期間延長について掲載)
- ・(4/17)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」(市公式HPに契約上の対応に関するお知らせを掲載)
- ・(4/10)「夜間電話納税相談と市民税・道民税(個人住民税)申告書に係る提出期限の取扱いについて(新型コロナウイルス感染症の影響関係)」(報道発表、市公式HP掲載)
- ・(4/9)「軽自動車税(種別割)の減免申請について」(市税HPに郵送での申請受付を掲載)
- ・(3/24)「令和2年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」(不動産業界団体へ向けた市税証明(評価証明)の郵送請求活用依頼)
- ・(3/10)「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」(市税HPでの感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨)
- ・(3/5)「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」(市公式HPに入札方法に関するお知らせを掲載)
- ・(2/25)「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」(市公式HPでの感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨)

○市民文化局

- ・(7/5)「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式HPに掲載し、町内会・自治会長へ周知
- ・(4/21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式HPに掲載
- ・(3/10) 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式HPに掲載
- ・(2/21以降) 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(90件(11/2時点))を受けているため、市公式HPで注意喚起を掲載

○保健福祉局

- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- ・(6/12) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- ・(6/11) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載。
- ・(6/4 以降) 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- ・(6/1 以降) 各単位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載。
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載。
- ・(4/20) 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・(3/12) 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/11) 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- ・(2/26 以降) 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼（各区保健福祉課から通知）
- ・(2/25 以降) 各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼（各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付）
- ・(2/25) (一社) 札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- ・(1/29) 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について
(※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施。)

○子ども未来局

- ・(10/28) 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う児童会館・認可保育施設等の対応等について、指定管理者・施設を通じて保護者へ周知
- ・(9/14) 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いの変更内容について、保護者へ周知
- ・(7/14) 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて、保護者へ周知
- ・(6/10) 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/27) 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/1) 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/22) 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(4/13) 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/13) 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(3/27) 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼。
- ・(3/9) 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- ・(3/5) 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

- ・(8/7) 新北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- ・(6/4) 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- ・(6/1) 新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周知の協力要請
- ・(5/7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請

- ・(5/7) コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- ・(5/7) ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請
- ・(4/24) 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- ・(4/23) 北海道による緊急事態措置及び「(仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- ・(4/20) 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(4/9) 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(3/27) 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- ・(3/9) ライバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
- ・(3/3) 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交）
- ・(2/27) 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請（札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交）
- ・(1/30以降適宜) 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送

○環境局

- ・(7/9) 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間（9:00～16:30）に変更することを市公式HPに掲載。
- ・(5/19) 大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9:00～16:30を10:00～16:30に変更）について、市公式HPに掲載
- ・(5/13) 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- ・(5/8) 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- ・(5/8) 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
- ・(4/30) 使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式HPに掲載

- ・ (3/9) 使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式 HP に掲載

○建設局

- ・ (7/7) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式 HP に掲載
- ・ (5/30) ていねプールの営業中止について市公式 HP に掲載
- ・ (5/15) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式 HP に掲載
- ・ (4/16) 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式 HP に掲載
- ・ (4/8) 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式 HP に掲載
- ・ (3/27) 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式 HP に掲載
- ・ (3/5) 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

- ・ (4/23) 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局 HP に掲載
- ・ (3/11) 来庁せずに行える手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局HPに掲載

○水道局

- ・ (3/24) 市民に対し市水道局 HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- ・ (3/2) 市民に対し市水道局 HP にて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

- ・ (3/7～) ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・ (3/4～) 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・ (2/27～) 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- ・ (2/8～) 予防啓発ポスターの掲示
- ・ (2/3～) 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- ・ (1/31～) 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- ・ (1/30～) 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- ・ (1/30～) 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

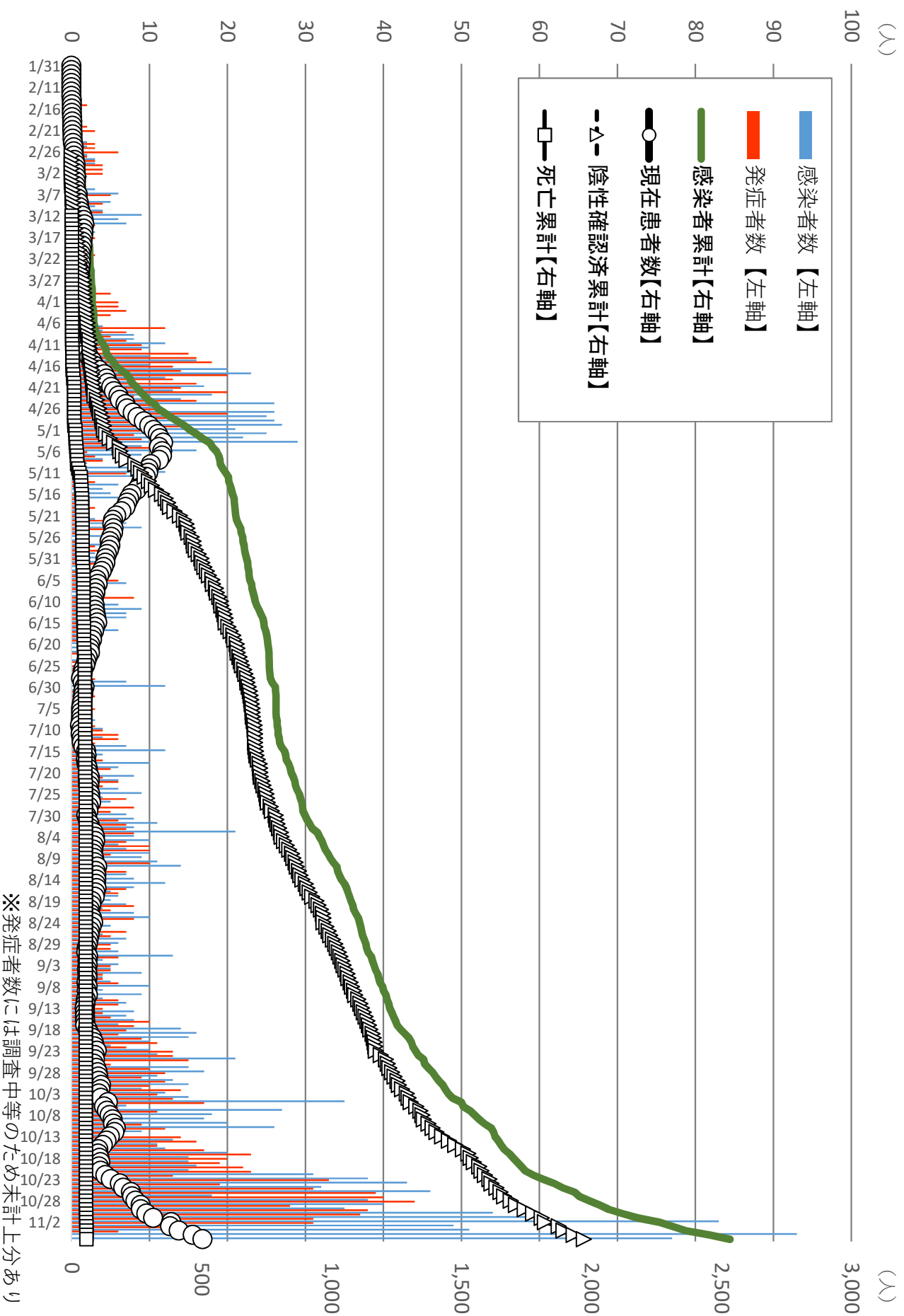
- ・ (3/6) 来庁せずに行える手続きについて市消防局 HP に掲載

○病院局

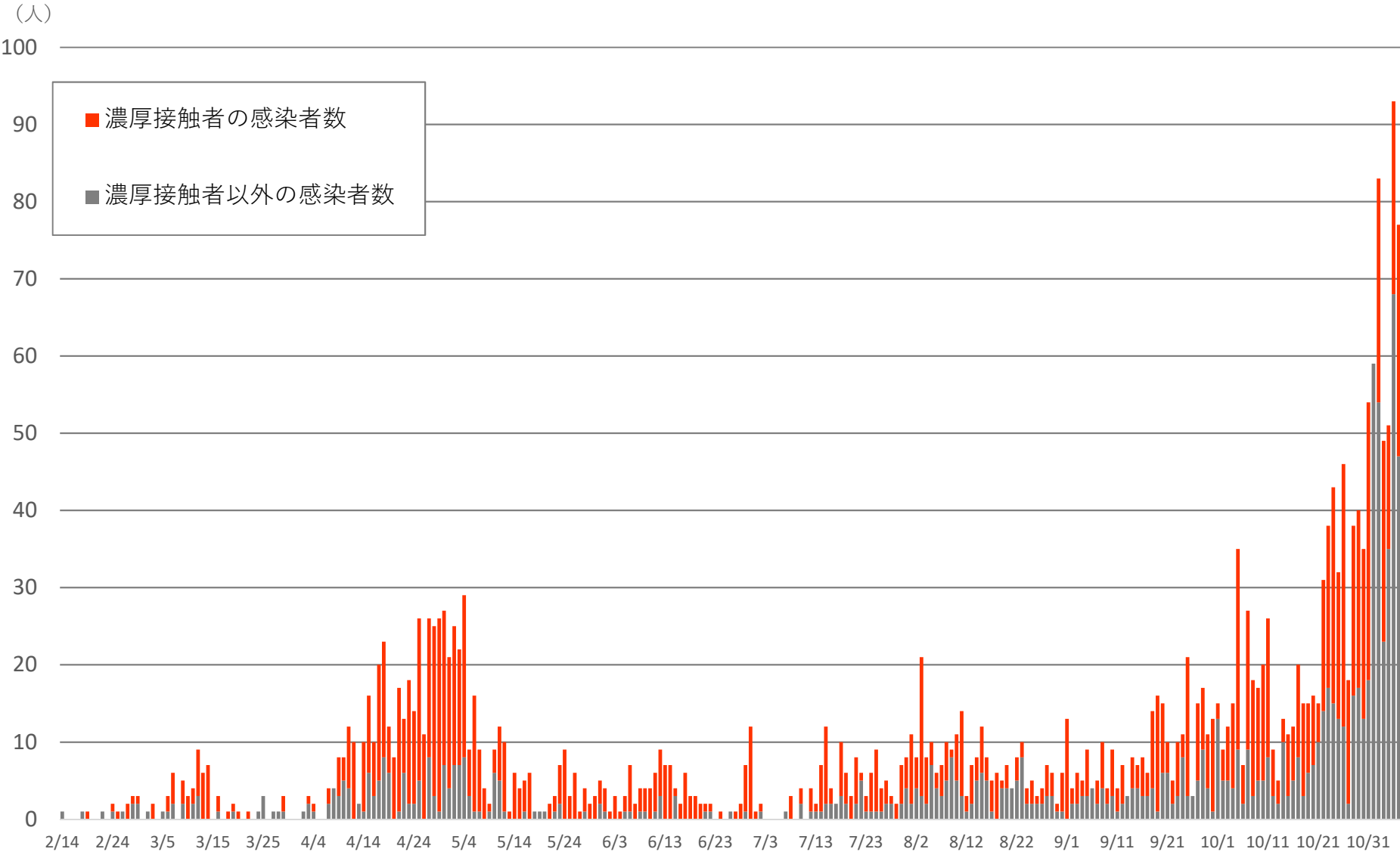
- ・ (3/23) 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病

- 院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- ・ (3/13) 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載

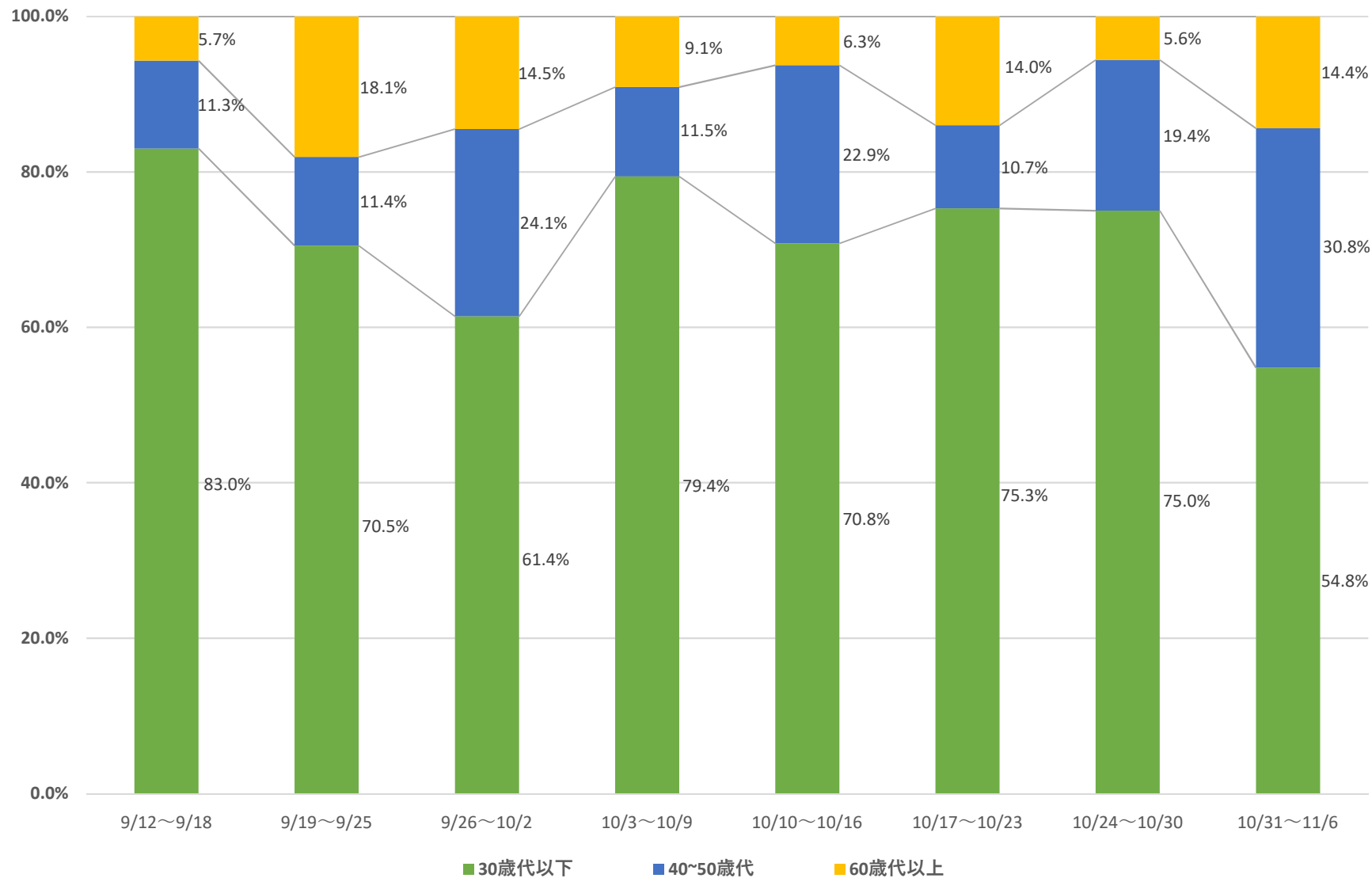
札幌市における発症状況（11月6日現在）



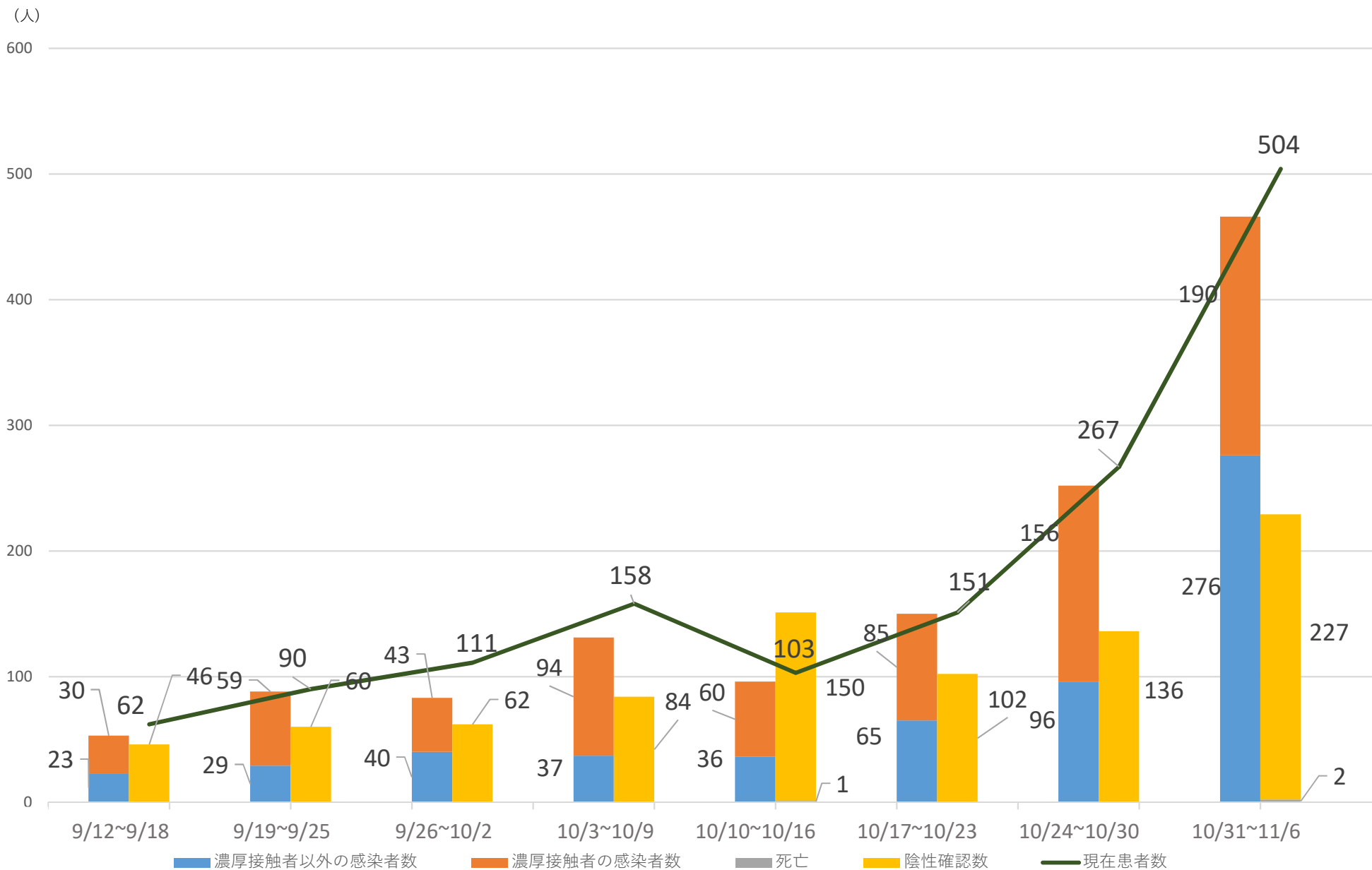
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（11月6日現在）



感染者の割合（年代別）（11月6日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

<10/17~10/23>

新規感染者数					新規検査人数	
150	85	リンクあり		リンクなし	2,929	
		クラスター	クラスター以外			
		33	52			

<10/24~10/30>

新規感染者数					新規検査人数	
252	156	リンクあり		リンクなし	4,133	
		クラスター	クラスター以外			
		64	92			

<10/31~11/6>

新規感染者数					新規検査人数	
466	190	リンクあり		リンクなし	5,260	
		クラスター	クラスター以外			
		55	135			

北海道が定める警戒ステージの指標の状況

		北海道				札幌市
		11/6現在	ステージ2 移行の目安	ステージ3 移行の目安	ステージ4 移行の目安	11/6現在
病床全体		314床	150床	250床	350床	110床
うち重症者用病床		10床	15床	25床	35床	5床
直近1週間	新規感染者数	626人	107人	133人	796人	466人
	人口10万人当たりの新規感染者数	11.8人	2.0	2.5	15.0	23.83人
	感染経路不明割合	53.7%	50.0%	50.0%	50.0%	59.2%

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 2 5 回 本 部 会 議

日時：令和2年11月7日（土）

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

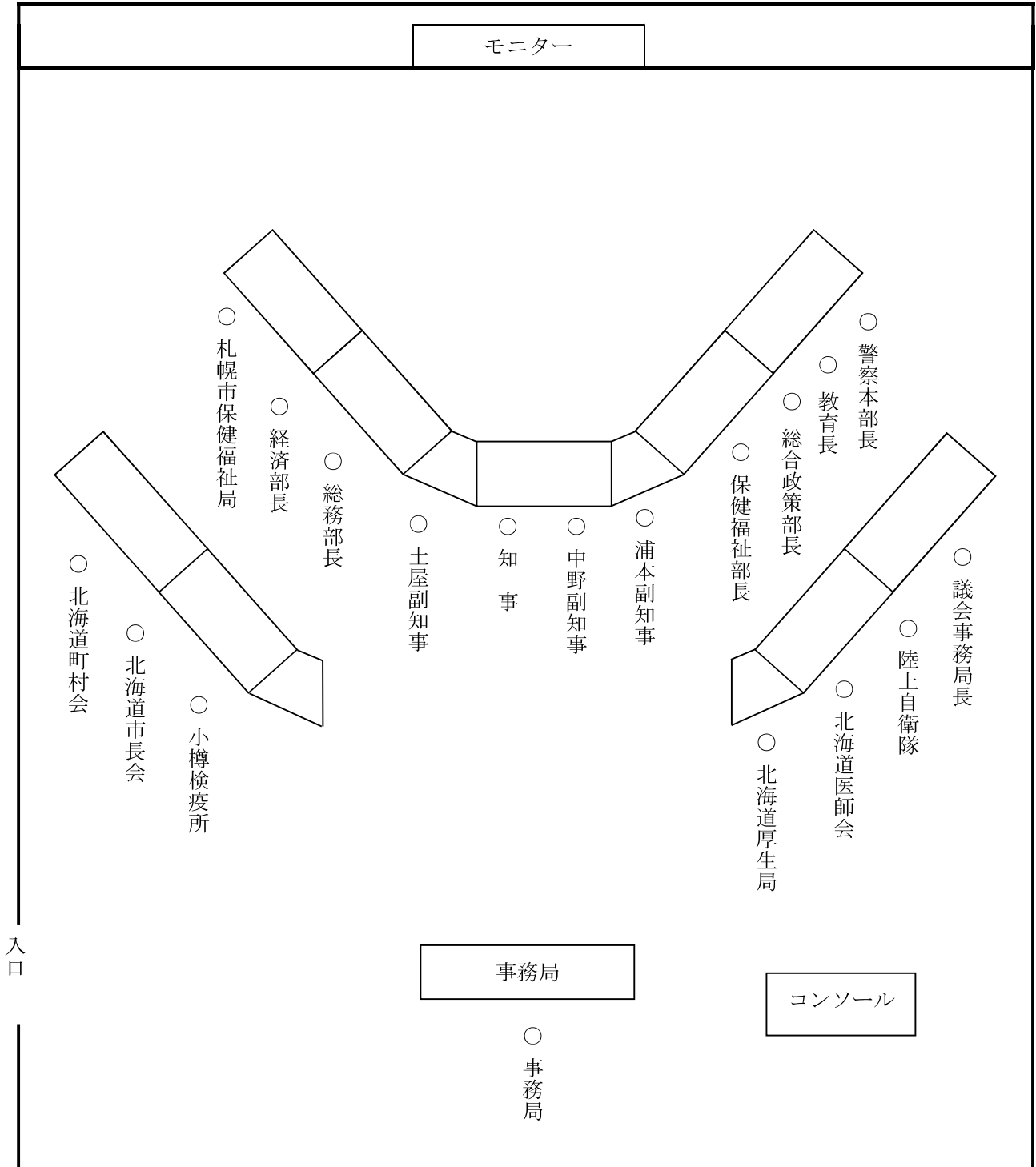
「警戒ステージ3」への移行等について（協議事項）

3 閉 会

資料1-1	「警戒ステージ3」への移行について（案）
資料1-2	すすきの地区の感染状況について
資料2	「警戒ステージ3」における感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	警戒ステージ3への移行及び対策（道案）に対する主な意見
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)11月7日(土)



第25回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時: 令和2年11月7日(土)

場所: 本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴木直道
	副 知 事	浦本元人
	副 知 事	土屋俊亮
	副 知 事	中野祐介
総務部	部 長	平野正明
	職 員 監 理	松浦英則
総合政策部	危 機 管 理 監 理	野村聡史
	部 長	倉本博一
	知 事 室 長	濱坂真一
	地 域 振 興 監 理	佐々木徹雄
環境生活部	交 通 政 策 局 次 長	中島竜
	部 長	築地原康志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監 理	阪正寛
保健福祉部(総合調整員)	ア イ ヌ 政 策 推 進 局 ア イ ヌ 政 策 課	森田和寿
	部 長	三瓶徹一
経済部	少 子 高 齢 化 対 策 監 理	京谷栄一
	部 長	山岡庸隆
	観 光 振 興 監 理	大谷内俊則
農政部	食 産 業 振 興 監 理	中島和彦
	次 長	宮田大
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監 理	佐藤卓也
建設部	部 長	小林敏克
	建 築 企 画 監 理	長浜光弘
出納局	会 計 管 理 者	三井真
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐々木誠也
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴木信寛
議会事務局	局 長	近藤晃司
北海道教育委員会	教 育 局 長	小玉俊宏
北海道警察本部	本 部 長	小島裕史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高野瑞洋
石狩総合振興局	局 長	佐藤藤則
後志総合振興局	局 長	北谷啓幸
胆振総合振興局	局 長	花岡祐志
日高総合振興局	局 長	北村英則
渡島総合振興局	副 局 長	蝦名亙
檜山総合振興局	局 長	永山秀明
上川総合振興局	副 局 長	田辺きよみ
留萌総合振興局	局 長	宇野稔弘
宗谷総合振興局	局 長	竹花賢一
オホーツク総合振興局	局 長	橋本智史
十勝総合振興局	局 長	水戸部裕
釧路総合振興局	局 長	山口修司
根室総合振興局	局 長	遠藤俊充
東京事務所	所 長	森隆司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	総 務 課 長 補 佐	笠井真人
陸上自衛隊北部方面總監部	防 衛 部 長	貴島康二
小樽検疫所	次 長	伊高浩和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 対 策 部 長	山口亮
旭川市保健所	地 域 保 健 担 当 部 長	川邊仁
一般社団法人北海道医師会	事 業 第 三 課 長	小林淳子
北海道市長会	参 事	篠崎敏則
北海道町村会	政 務 部 長	熊谷裕志

「警戒ステージ3」への移行について (案)

【令和2年11月7日】

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間 との比較	感染経路 不明割合
11/6	314床	10床	増加	増加	626 人/週	増加	53.7%
11/5	285床	9床	増加	増加	580 人/週	増加	52.2%
ステージ3 基準	250床	25床	増加	増加	133 人/週	増加	50%

11月7日をもって、「ステージ3」へ移行

【判断の根拠】
別添のとおり

【ステージ3の基本認識】

ステージ3は、集団感染が数多く発生するなど感染者がさらに増加している状況であり、社会経済活動への影響を考慮しながら、感染状況に応じて徹底した感染防止対策を講じることにより、感染拡大の抑え込みを図る重要なステージ

【感染状況等を踏まえた施策の考え方】

全道域での危機感や感染防止意識をより一層高めつつ、感染状況に応じて、地域や業態を限定しながら、道民等に対して特措法に基づく更なる協力要請を行うとともに、普及啓発等の感染拡大防止対策の一段の強化を実施

判断の根拠について

10月28日の警戒ステージのステージ2への引き上げ以降も、連日50名以上の新規感染者が発生し、11月2日には96名と都道府県の中でも最多となり、11月5日には119名と過去最多を更新した。

入院患者数については、10月4日に100名を超えてから10月27日に151名となるまでに23日間かかっていたが、その後7日間で200名を超え、その後、2日間でステージ3の基準を超える285名となった。さらに翌11月6日には314名になるなど、増加の速度が急激となっている。

年代別割合では、30代以下が半数以上を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、高齢者の実数も増加するなど、世代を問わず感染の広がりが見られる。

地域の感染状況は、ステージ2に移行した10月28日以降も、空知、石狩、胆振、上川振興局管内で集団感染が新たに発生するなど、引き続き、全道域での感染拡大が継続している。

感染者の行動履歴では、道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触など、幅広い場面での「マスクをしていない」、「人と人との距離が近い」といった感染リスクが高くなる行動事例が見られ、また、接待を伴う飲食店等をはじめ、学校、職場、福祉施設などでの集団感染が確認されている。

11月6日現在、重症者用病床数は超えていないものの、ステージ3への移行の7つの指標のうち、6つの指標で基準を超えており、新規感染者数の著しい増加が続き、世代間や地域での感染の広がりが見られる中、入院患者数の急増による医療提供体制への負荷が急速に増していること等を総合的に勘案し、ステージ3への移行が必要であると判断する。

2

最近の感染状況について

1. 警戒ステージに掲げる指標について

【医療提供体制等の負荷(指標①)】

11月6日時点の入院患者数は314名、うち重症者は10名であり、病床は「ステージ3」の指標(250床)を超えている。

療養者数は、入院患者314名と宿泊療養者399名の計713名であり、前の一週間と比べて1.7倍と急増している。

【監視体制(指標②)】

直近1週間(10月31日～11月6日)の検査数は8,750件、陽性率は7.2%となり、検査数、陽性率ともに増加傾向にある。

【感染状況(指標③)】

直近1週間の新規感染者数は626名であり、ステージ3の指標(133名)を大きく超えて、前の一週間の感染者と比べて増加傾向にある。リンクなしの感染者数割合の直近1週間平均は53.7%であり、「ステージ3」の指標(50%)を超えている。

3

最近の感染状況について

2. その他の数値、データについて

【感染者の年代別割合】

30代以下が半数以上を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、徐々に40代以上の割合も増え、高齢者の感染者数も増加するなど、世代を問わず感染の広がりが見られる。

【療養者の状況(入院と宿泊療養)】

入院は314名、宿泊療養は399名で療養者総数は713名となっている。重症者は10名となっており、これを除く、無症状、軽症、中等症の患者は703名となっている。

【感染者の行動履歴】

感染者の主な行動履歴を見ると、道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触といった幅広い事例が見られる。

【集団感染の発生事例】

接待を伴う飲食店等、学校、職場、福祉施設などにおいて、10月以降の約1ヶ月で43件の集団感染が確認され、それまでの8ヶ月間を上回る数の集団感染が発生している。

【地域別の感染状況】

地域の感染状況は、都市部を含む石狩振興局管内の感染者数が約8割と多数を占めており、特に、札幌市保健所管内での感染者の増加が顕著となっている。

10月28日以降も空知、石狩、胆振、上川振興局管内で集団感染が新たに発生するなど、引き続き、全道域での感染が見られる。

4

札幌市における感染状況について

【全道の中での札幌市の状況】

札幌市では10月28日の警戒ステージのステージ2への引き上げ以降、連日50名以上の新規感染者が発生し、11月5日には、過去最多となる93名の感染者が確認され、10月22日からの2週間で124名/週から425名/週へと急増している。また、直近の一週間でも全道の新規感染者数の7割を札幌市が占め、北海道の新規感染者数が過去最多となった11月5日の119名の約8割も札幌市で発生している。

人口10万人当たりの感染者も直近一週間では23.93と、他の政令指定都市と比較しても極めて高い数値となっており、札幌市以外の全道の感染者と比較して5倍を超える数値となっている。

また、札幌市内における集団感染は、10月からの約1ヶ月間で29件発生しており、全道の67%を占める。そのうち、接待を伴う飲食店等については全道の8割の20件が札幌市内で発生し、9月までの件数を上回るスピードで拡大している。

【すすきの地区における感染状況】

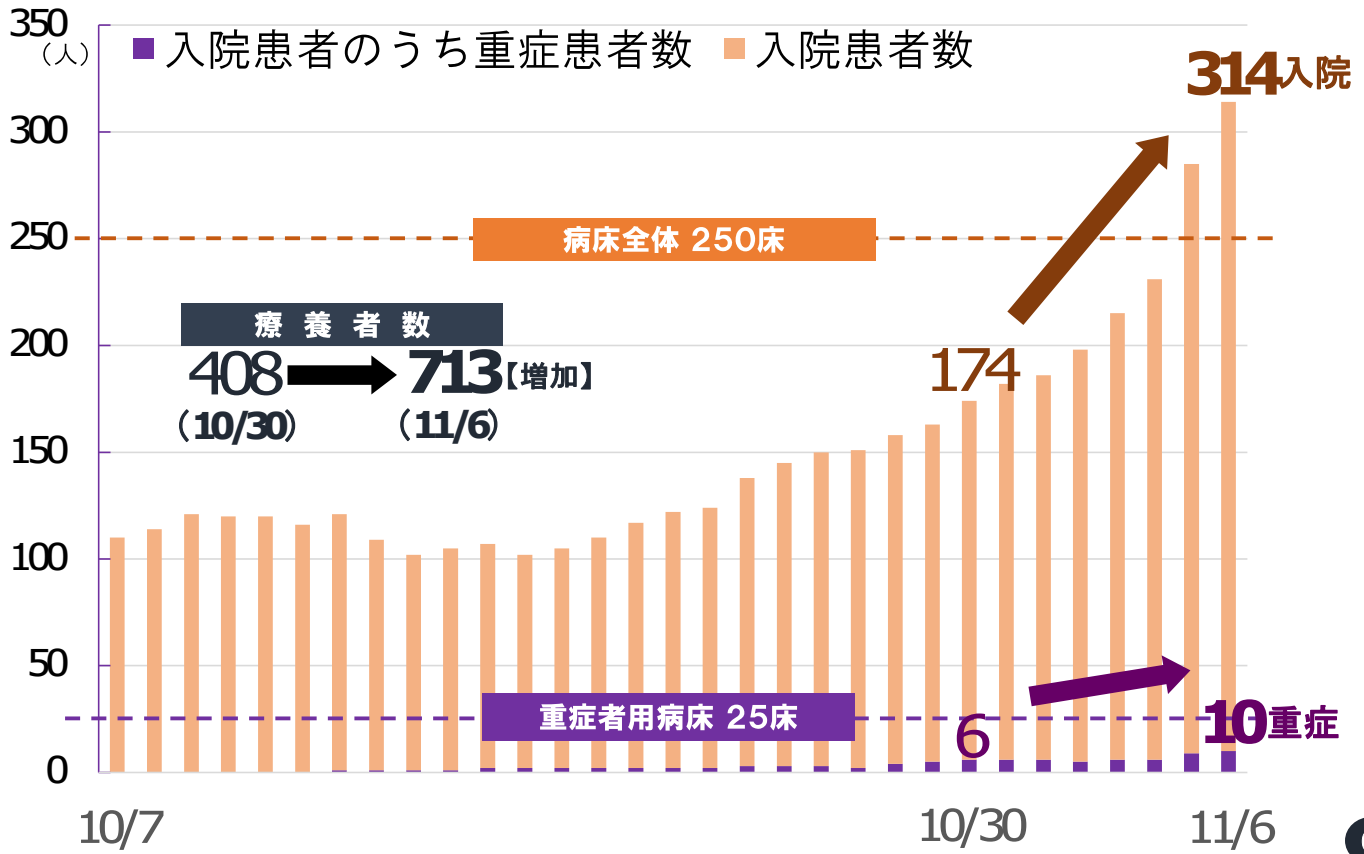
特に、すすきの地区においては、10月に入り、接待を伴う飲食店の集団感染事例が増加し、若い世代の方が酒類提供を行う料理店(居酒屋等)を利用した例も確認され、様々な業態の飲食店に感染が広がる恐れがある。さらに、こうした飲食店等の従業員や利用者・その濃厚接触者から、福祉施設や病院などに伝播することで、重症化しやすい方々に感染が更に広がる恐れがある。

【道内における札幌市の位置付け】

札幌市は全道の人口の3分の1を占め、都市機能が集積するなど、人の往来が活発な地域であり、札幌市内での感染拡大は、全道の感染拡大につながる恐れがある。

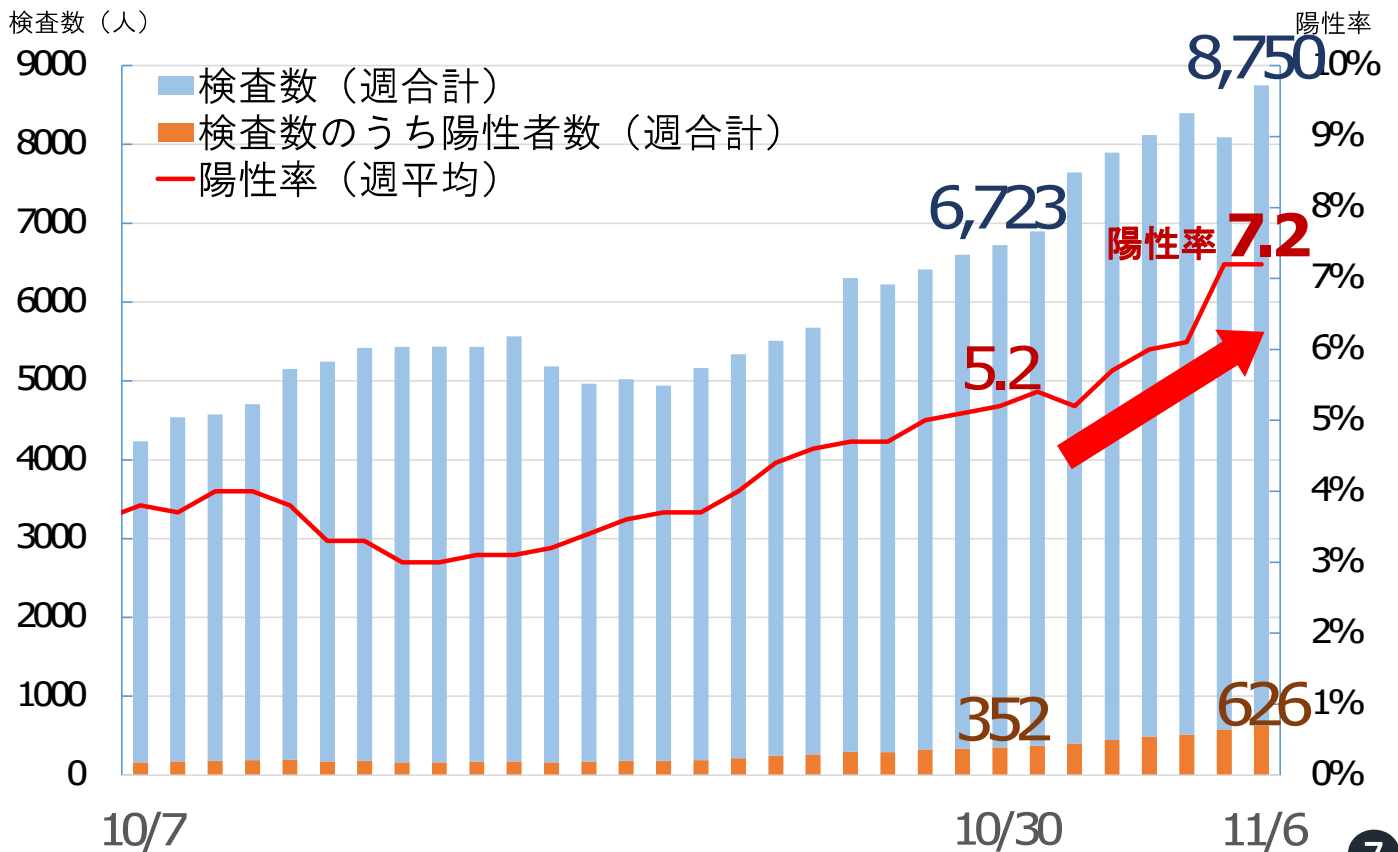
5

医療提供体制等の負荷(指標①)



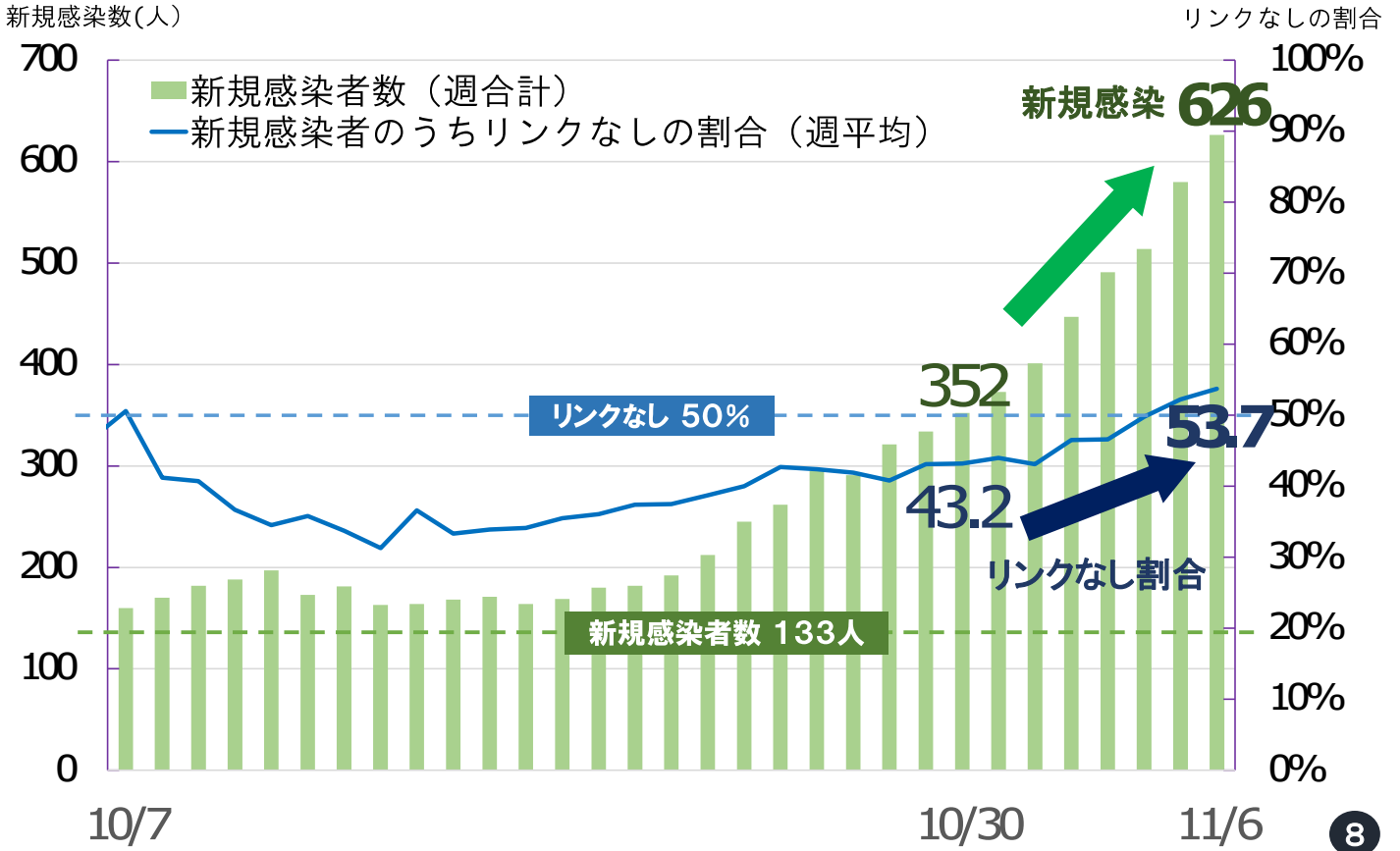
6

監視体制(指標②)

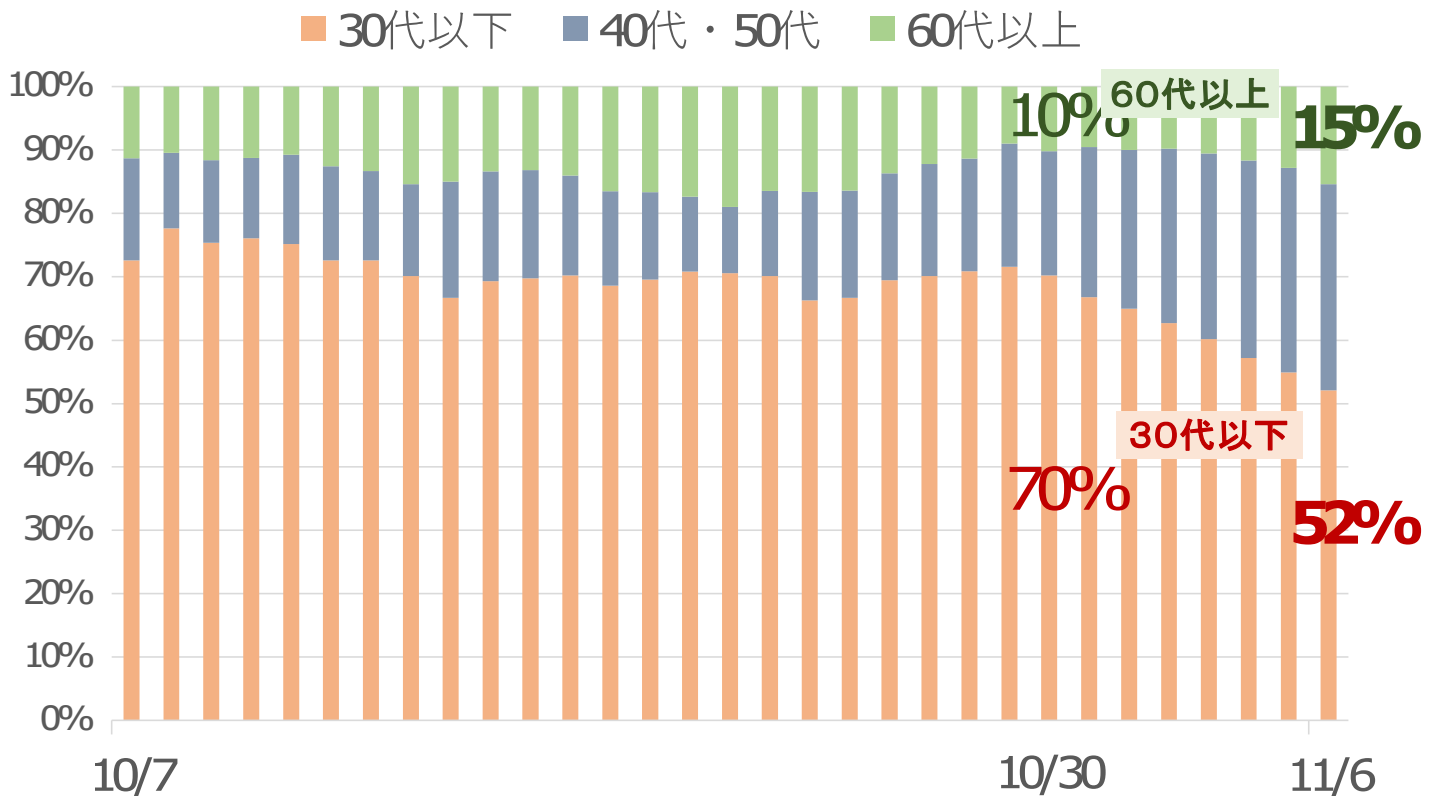


7

感染状況(指標③)

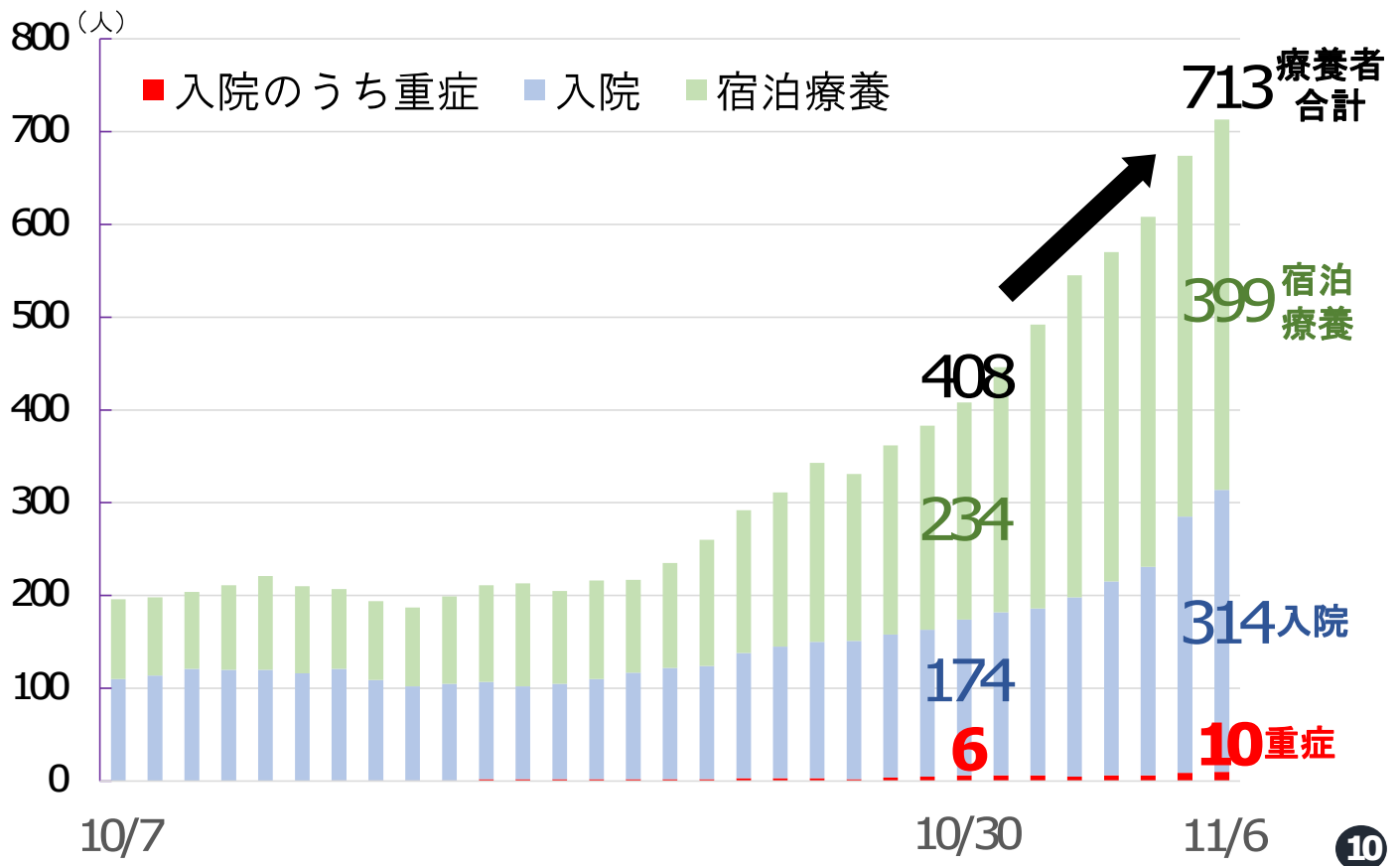


新規感染者の年代別割合



(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

療養者の状況(入院と宿泊療養)



地域別の新規感染者数(振興局別)

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ツク	オホー	十勝	釧路	根室	その他	合計
10月3日 ~ 10月9日	6	129	9	9	3	0	0	7	1	0	0	1	1	0	16	182	
10月10日 ~ 10月16日	14	89	14	9	21	1	0	4	0	0	0	0	5	0	11	168	
10月17日 ~ 10月23日	1	137	11	1	5	1	0	1	0	1	0	0	28	1	25	212	
10月24日 ~ 10月30日	4	236	5	16	1	1	0	6	0	0	3	6	14	0	60	352	
10月31日 ~ 11月6日	13	466	8	24	4	5	2	20	0	2	5	7	9	0	61	626	

10月以降の道内の集団感染事例

- 接待を伴う飲食店等 25件(229人)
- 学校 4件(53人)
- 事業所等 7件(53人)
- 医療施設・福祉施設 7件(49人)

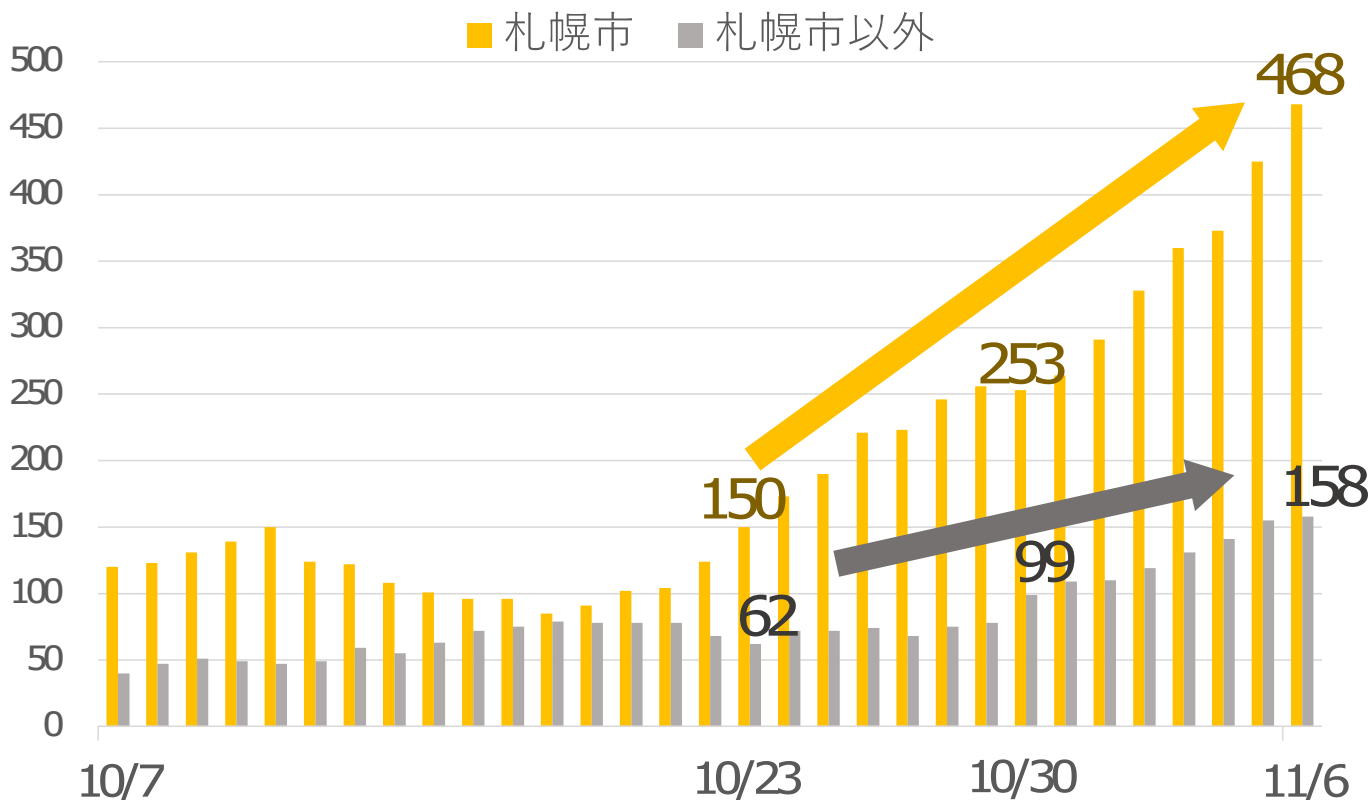
12

感染者の主な行動履歴

- 道外との往来
- 飲酒を伴う会食・会合
- 職場内
- 家庭内

13

地域別新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者を含む。)

新規感染者の推移(直近1週間)

	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5 過去最多	11/6	合計
全道	81	69	96	71	75	119	115	626
札幌市	54	59	83	50	51	93	78	468
札幌市以外	27	10	13	21	24	26	37	158

人口10万人当たりの感染者の状況

	前週 (10/24~10/30)		直近1週間 (10/31~11/6)	
	7日合計	10万人当たり 人数	7日合計	10万人当たり 人数
全道	345	6.50	625	11.78
札幌市	253	12.94	468	23.93
札幌市以外	92	2.75	157	4.69

※道外居住者を除く

16

これまでの集団感染の発生状況

(11月6日現在)

	2月~9月	10月~11月	計
全道	39件 (17件)	43件 (25件)	82件 (41件)
札幌市	25件 (12件)	29件 (20件)	54件 (32件)
札幌市以外	14件 (5件)	14件 (5件)	28件 (9件)

※括弧書きは、「接待を伴う飲食店等」の発生件数

17

「警戒ステージ3」における
感染拡大防止に向けた施策について
(案)

【令和2年11月7日】

集中対策期間

～これ以上の感染拡大を抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年11月7日(土)から令和2年11月27日(金)まで3週間

内 容

特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

札幌市内

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 特に飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の徹底
- 札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目
に囲まれた区域においては、22時から翌5時まで、酒類を提供する施設（酒類提供時間を5時
から22時までとしている施設を除く）の利用を控える

【札幌市内の事業者の皆様への要請】

- 札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目
に囲まれた区域における酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮
（対象地域、施設、営業時間等は別添のとおり）

道内全域（札幌市内含む）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践
- マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
- 「新北海道スタイル」の実践を宣言している店舗や施設を選んで利用
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

【事業者の皆様への要請】

- 新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底

感染拡大防止対策の更なる強化

■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の整備や「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■普及啓発等の強化

- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人を利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

■ 体調が悪い場合の例

- 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合など

■ 感染リスクを回避する行動の例

- 次のような場面において、「マスクを着用する」、「人との距離を取る」「大声を控える」などにより、感染リスクを回避
 1. 飲酒を伴う場面（特に長時間の飲酒）、
 2. 仕事後や休憩時間、
 3. 集団生活、
 4. 激しい呼吸を伴う運動、
 5. 屋外での活動の前後、
 6. 多くの人が集まるイベント等
- 高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合には、「マスクを着用する」「距離を取る」などにより感染リスクの回避

すすきの地区の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間の短縮等の協力要請

区域	すすきの地区 (南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
期間	11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間 (遅くとも11月11日(水))
対象施設	<ul style="list-style-type: none">○接待を伴う飲食店○酒類提供を行う飲食店○酒類提供を行うカラオケ店○酒類提供を行う料理店・食堂等

対象施設と要請内容

対象施設

接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う料理店・食堂等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)



要請内容

営業時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

警戒ステージ3への移行及び対策（道案）に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・急激に感染が拡大しており、札幌を中心に全道広域に広がる兆しが見られることから、早急な対応が求められると考える。警戒ステージを移行することに異論はない。
- ・道のステージ移行の考え方に賛同する。新規感染者数が100人を越え、報道等で市民の心配する様子が紹介されているなど、すすきのエリアを対象とする対策の必要性を感じる。
- ・ステージ3への移行、すすきの対策について了承する。政策の進行状況に応じ、店舗名の公表など適切な情報公開を行うことにより、道民に、どのように行動に気をつけ、協力を得られるようにするのか、そうした対応、工夫が必要である。
- ・札幌等での更なる感染拡大防止策、ステージの引き上げに賛成。ステージ3になると外出自粛、感染拡大地域との往来自粛などについて、Go To トラベルとの関係など道民が混乱しないよう丁寧な説明をお願いしたい。
- ・道の考え方については妥当。今回のステージ引き上げについて、すすきの地区を中心とする札幌市の対応強化のみが着目されてしまうことのないよう、他地域における理解と取組の重要性についても、道民や関係者に十分理解していただけるよう、引き続き配慮をお願いしたい。
- ・感染拡大を防ぐために、営業時間、酒類提供時間の短縮要請はやむを得ないが、感染拡大防止が図られた際には速やかに短縮要請を解除すべきと考える。ステージ3への引き上げについては、妥当。

2 市町村・関係団体の意見

- ・道案について意見はないが、警戒ステージの適用については、全道一律ではなく、地域の実態等により地域別としていただきたい。
- ・警戒ステージの引き上げは、地域経済活動への大きな影響が懸念されるため、道内一律ではなく、三次医療圏ごとの警戒ステージ設定を行っていただきたい。
- ・「危機感や感染防止意識をより一層高める」ことを理由に、施策の内容がステージ2と大差ない地域まで一律ステージ3に引き上げることが、地域の実情に応じた対応とはいえない。陽性者発生のある保健所あるいは医療圏にある市町村単位ごとといった地域の実情に応じた警戒ステージの設定、施策を検討いただきたい。
- ・「感染拡大地域との往来自粛」を追加していただきたい。札幌市は、今、集中的に感染拡大を阻止しなければならない状況であり、特に若者には感染拡大地域に近づかないことをはっきりと伝える必要がある。

- ステージ3への移行に異論はないが、現在、札幌圏（札幌市）の感染者が多い状況であるため、当該地域に対して、もう少し踏み込んだ対策が必要と考える。来店者の滞在時間の短縮・管理の要請も必要と考える。また、ステージ3移行後も感染拡大が止まらない場合は、ステージ4に移行する前に、札幌圏と他地域との往来自粛の要請が必要と考える。
- ステージ3への移行はやむを得ない。札幌との往来に関わる感染が多く、札幌圏に集中的な対策を講じ、道内全体へのまん延拡大を防ぐべきである。
- 北海道が警戒ステージをさらに引き上げた旨のメッセージが全国に発信されることに関して、経済的な影響を最小限にとどめるよう、新北海道スタイルにより感染防止対策を徹底している事業者が多いことを合わせて発信するなど、発信内容を工夫願いたい。
- 今回の措置は妥当と考えるが、対象の事業者にとっては大きな経済的な損失を被る要請であり、積極的な協力を得る意味でも、札幌市と連携した上で、要請する際には事前に支援金・協力金等の仕組みを明示するようお願いしたい。
- 移行は妥当と考えるが、要請対象地区の事業者に対する支援金等の支給など十分な施策をお願いしたい。
- 営業時間短縮要請と酒類提供時間短縮要請の対象施設（居酒屋等）の分けについては、感染リスクの実態を踏まえた上で、案の見直しを検討願いたい。

新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2. 11. 7）

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

■ 検査及び患者の状況（11/6現在）

検査件数	89,907	現在患者	713
陽性累計	3,681	うち現在入院患者	314
陰性確認済累計	2,855	うち宿泊療養施設入所者	399
死亡累計	113		

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

11月6日0時までに確認されている感染者は104,782例

入院治療等を要する者7,179名、死亡者は1,806名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなど

ヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用）。

- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
- (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など）
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。

- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
- (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。
- (72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

- (76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。
- (79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。
- (80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「G o T o E a t キャンペーン事業」を本格開始。
- (81) 10月1日、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可。
- (82) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。
- (83) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「G o T o 商店街事業」を開始。
- (84) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。
- (85) 10月29日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回）開催。
- (86) 10月30日、新型コロナウイルス感染対策本部（第44回）開催。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
- (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
- 1月23日 庁議
 - 1月24日 緊急保健所長会議

1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を发出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を发表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ发出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳(死亡、退院、治療中)のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設(1日80人→140人)。※道全体で180人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10)
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10)
- (18) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言(2/28~3/19)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式

アカウントを開設。

- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第1回）開催（書面）。
- (34) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (35) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (36) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (37) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (38) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (39) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (40) 4月27日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第2回）開催（書面）。
- (41) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (42) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (43) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (44) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (45) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (46) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (47) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (48) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (49) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた

- 方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (50) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
 - (51) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
 - (52) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
 - (53) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
 - (54) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
 - (55) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
 - (56) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
 - (57) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
 - (58) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
 - (59) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
 - (60) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
 - (61) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
 - (62) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
 - (63) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
 - (64) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。
 - (65) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
 - (66) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
 - (67) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
 - (68) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
 - (69) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
 - (70) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
 - (71) 7月9日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第3回）開催（書面）。
 - (72) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
 - (73) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
 - (74) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
 - (75) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。

- (76) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
 - (77) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
 - (78) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
 - (79) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
 - (80) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
 - (81) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
 - (82) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
 - (83) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
 - (84) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。
 - (85) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
 - (86) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
 - (87) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
 - (88) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
 - (89) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
 - (90) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
 - (91) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの種類に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
 - (92) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
 - (93) 9月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催（書面）。
 - (94) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。
 - (95) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
 - (96) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
 - (97) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第6回）開催。
 - (98) 11月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第7回）開催（書面）。
-

道独自の「警戒ステージ3」への移行について

道では国の分科会提言の4区分を基本とし、早めの対策を講じるため5段階の警戒ステージを設定。このたび、国のステージⅡ相当にあたる道独自のステージ3に移行。

国	I	II	III	IV	
道	1	2	3	4	5

感染状況

- ・ 道内全体では、11月5日に道独自の警戒ステージの7指標のうち、6指標で基準を超えるなど、感染が急速に拡大。
- ・ 特に、札幌市では、すすきの地区で集団感染が多発するなど、感染者が急増。

集中対策期間のポイント<期間11/7-11/27>

- ◎急激に感染拡大している**札幌市内の対策を強化**
- ◎不要不急の外出自粛といった一律の要請ではなく、感染拡大の要因を踏まえて**エリアや業態を絞った要請**

【背景】 札幌市は道内の新規感染者の7割を占め、急増の主要因がすすきの地区の酒類を提供する飲食店等における感染拡大。

札幌市内

- 札幌市内での**飲酒を伴う場面などでは、感染リスクを回避する行動の徹底**

**長時間の飲酒を避ける、大声で話さない
食事中以外はマスクを着用する**

- **すすきの地区**(※)では、**22時から翌5時までの間**
(※)札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目に囲まれた区域
 - ・ **道民及び道内に滞在している皆様は、酒類を提供する施設**（酒類提供時間を5時から22時までとしている施設を除く）**の利用を控える**
 - ・ 酒類提供を行う**飲食店などの事業者の皆様は、営業時間等の短縮**（準備期間を考慮し、遅くとも11月11日（水）から）

道内全体（札幌含む）

- **「新北海道スタイル」の実践店舗・施設を利用**
- **飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動を
実践** など

すすきの地区における集中的な感染拡大防止対策について

1 基本的な考え方

すすきの地区における感染拡大の防止に向けて、11月中に徹底した対策を行うことで、12月には市民が安心して楽しむことができるよう、これまでの感染状況について、疫学的な観点から分析を行った上で、今後の感染拡大防止対策に取り組んでいくこととする。

また、今後の対策の検討にあたっては、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を通じて派遣される専門家による助言を受けながら、効果的かつ実効性のある取組を行っていく。

2 想定される感染拡大防止対策

(1) すすきの地区の店舗への時短要請等

- すすきの地区で酒類を提供する店舗を対象に、一定期間の時間短縮営業等を要請する。
- 違法営業の疑いのある業態の事業者への対策については、道警からの指導・協力を要請していく。

(2) 重点的・積極的なPCR検査の実施

- 疫学的観点による現状分析を通じて、重点的にPCR検査の受検勧奨を行うべき業態（ニュークラブ、メンズパブなど）や店舗を設定し、戸別訪問などのローラー作戦を展開してPCR検査につなげていく。
- 受検勧奨と連動して、PCR検査の対象拡大（美容室、ネイルサロンなど）や稼働日数増加など、検査体制の拡充を図っていく。

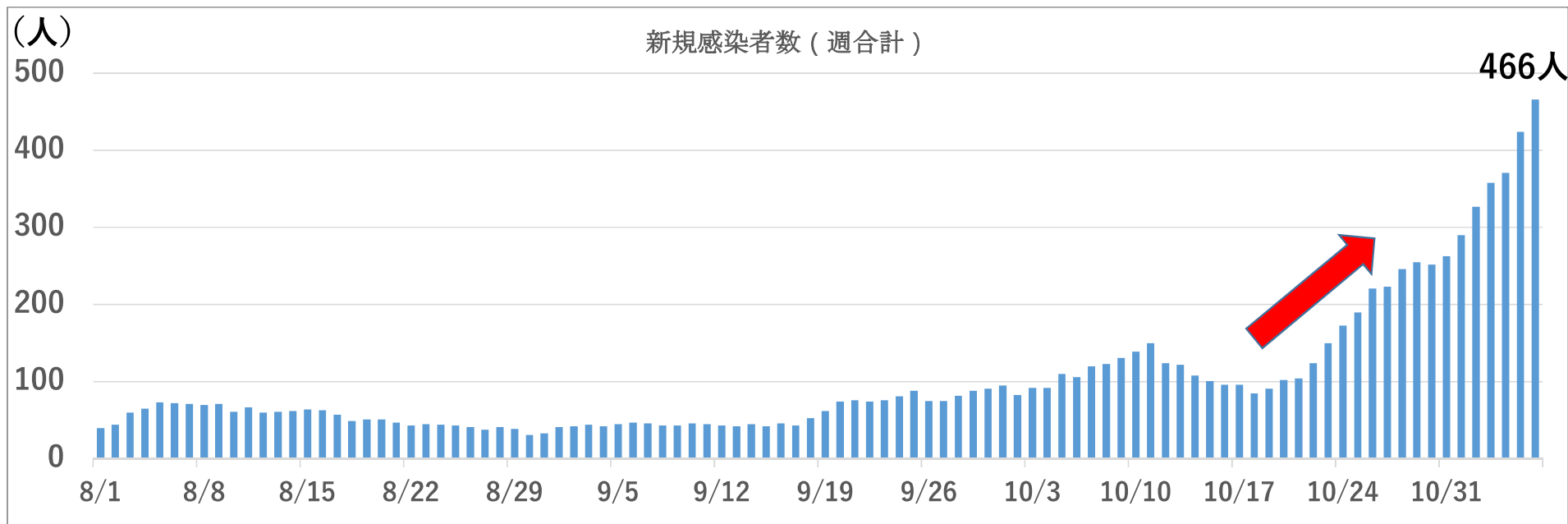
(3) 店舗経営者等に対する研修会等の実施

- 感染予防策の徹底のため、すすきの地区の店舗経営者を対象に研修会を実施するとともに、感染者が発生した店舗等に対しては、感染予防策の確認などを通じて、再発防止に努めていく。

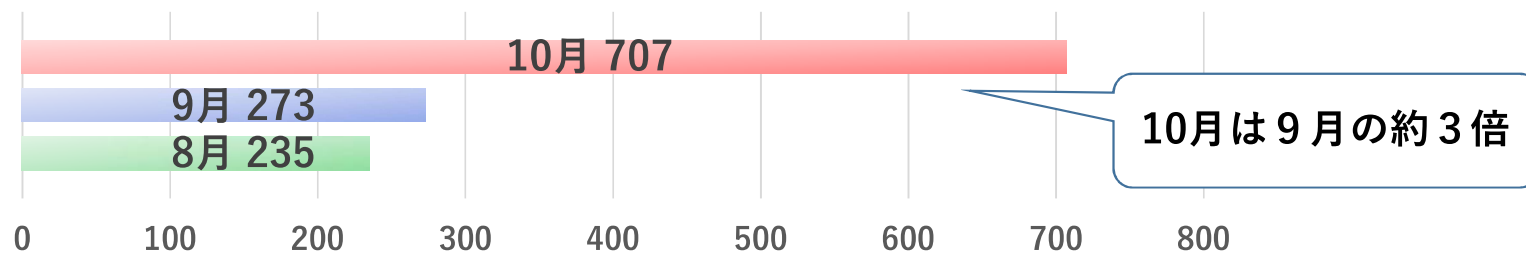
すすきの地区の感染状況について

札幌市保健所

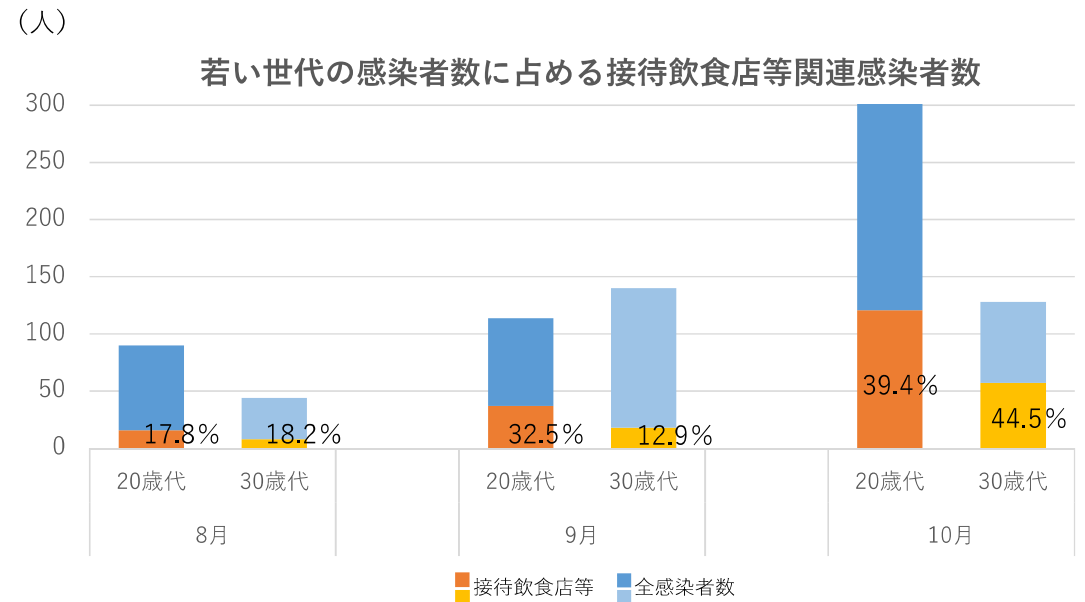
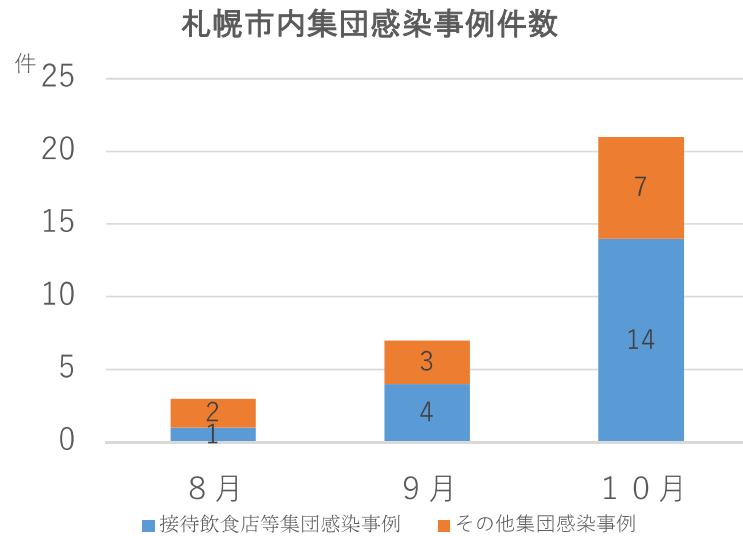
札幌市内新規感染者数の推移



■ 月別感染者数



札幌市内の感染状況

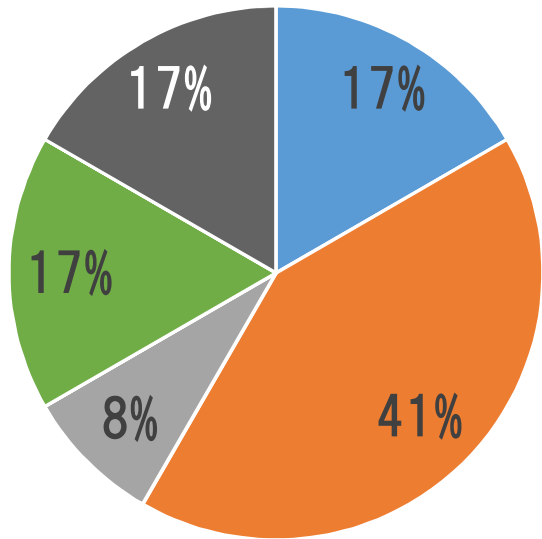


◆ すすきの地区における接待を伴う飲食店などの集団感染事例が増加

◆ 10月に入り、若い世代の感染者数のうち、接待飲食店等関連の感染者数が増加。30代は約45%が関連している

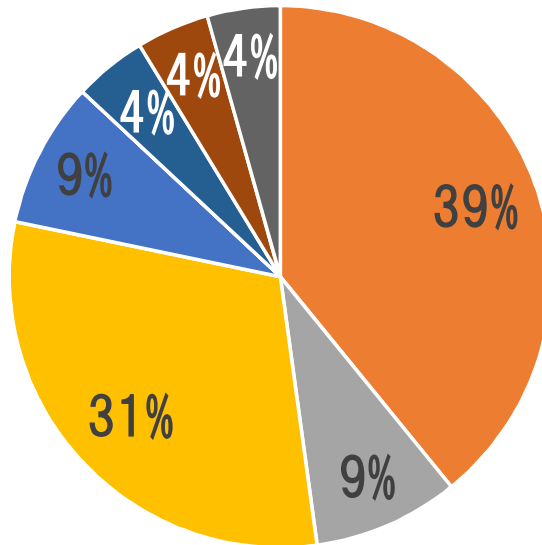
すすきの地区の接待等飲食店 発生店舗内訳

8月



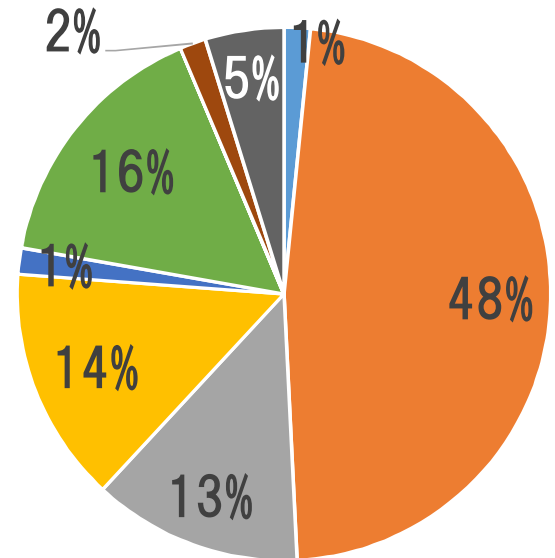
陽性者が発生した店舗は、主に女性従業員と男性利用客との「会話」をサービスとする業態が多い

9月



男性従業員と女性利用客との「会話」をサービスとする業態の感染例が増加。すすきの地区で働く女性従業員も多く利用

10月



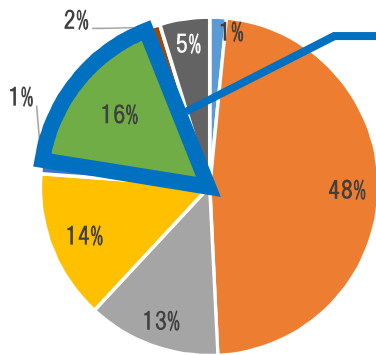
性別問わず会話を楽しむ業態も増加し、様々な業態に広がる

- キャバクラ
- ガールズバー・ニュークラブ
- スナック・ラウンジ
- ホストクラブ・メンズパブ
- ショーパブ
- パブ・バー
- 相席バー・クラブ
- ヘルス・メンズエステ
- その他

すすきの地区における感染傾向①



「会話」を楽しむ店舗のうち、主に若い男性を対象とした業態店の感染が3倍に、主に中高年男性を対象とした業態店の感染も4倍になった



性別を問わず、飲食店従業員以外のお客も利用するようなパブ・バーでの感染事例も増え、様々な業態に感染が広がっていった

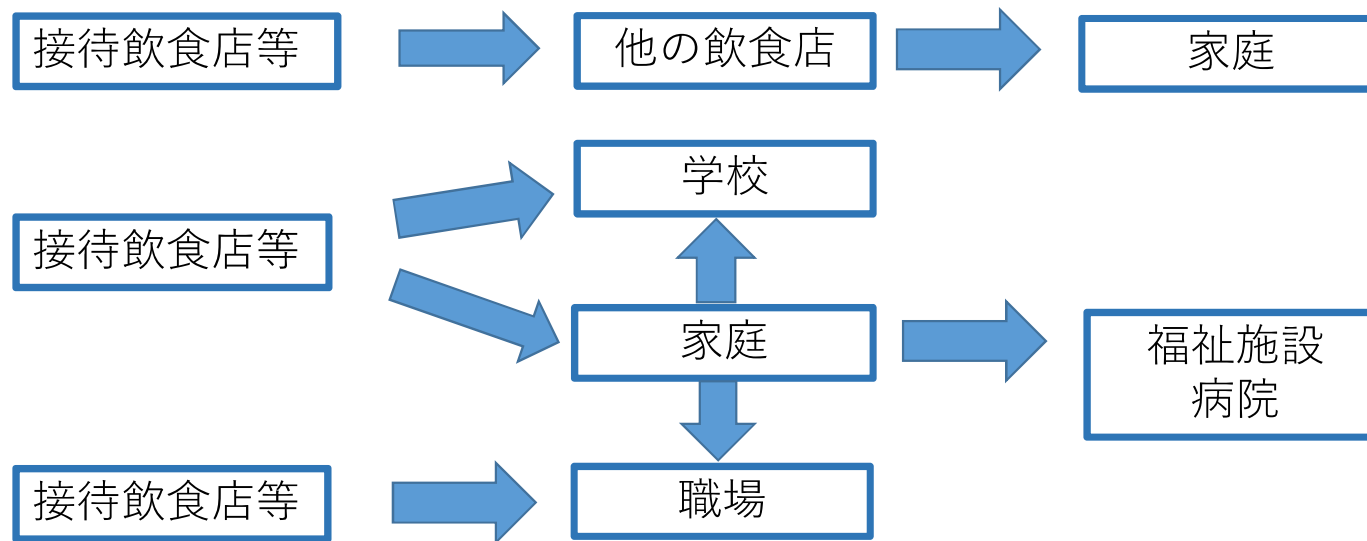
- 陽性者の中には、すすきの地区の酒類提供を行う料理店等（居酒屋等）を利用した例も確認されている
 - これらの店舗は複数で利用し、お酒が進むと大きな声になりやすく、感染防止意識も低下



すすきのエリアの様々な業態の飲食店に感染が広がる恐れ

すすきの地区における感染傾向②

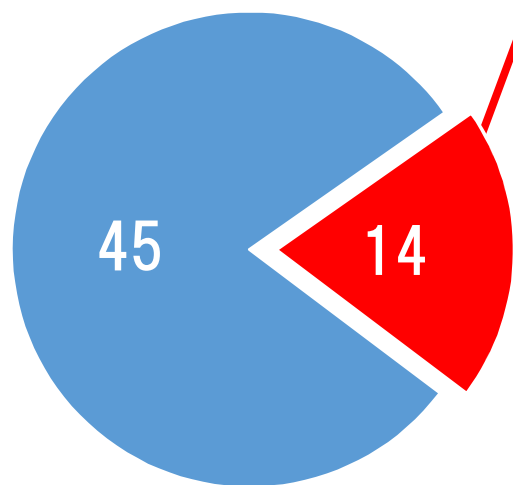
接待を伴う飲食店等から、
他の世代や集団へ感染拡大につながる事例も



福祉施設や病院などに伝播することで、重症化しやすい方々に感染が広がる恐れ

すすきの地区における感染傾向③

- 10月に発生した陽性者が関連した飲食店のうち、**23% が**
集団感染事例となっている



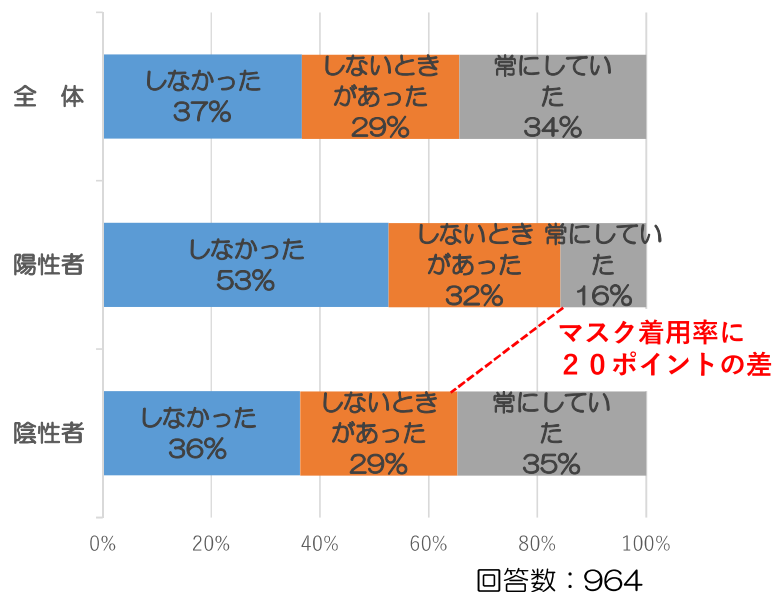
- 集団感染事例となった店舗の多くが、朝方まで営業している形態と思われる

新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府への提言 (10月23日)

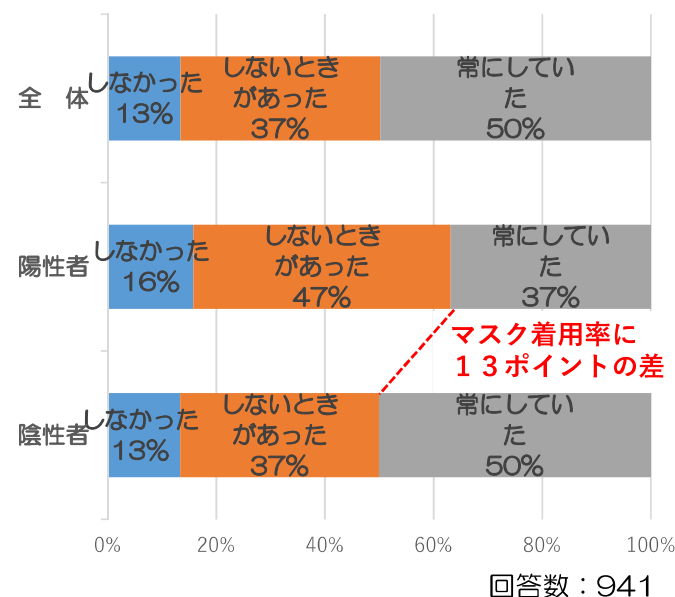
感染リスクが高まる場面として、「長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる」とあげられている。

アンケート調査による感染予防策の実態（マスクの着用）

マスク着用（接客中）



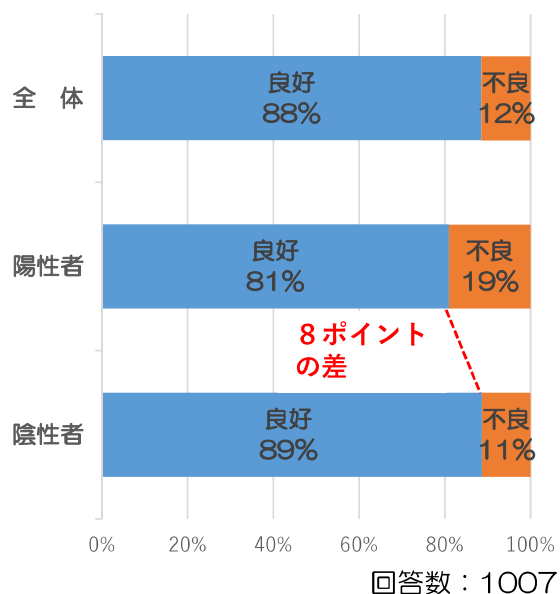
マスク着用（更衣室・控室）



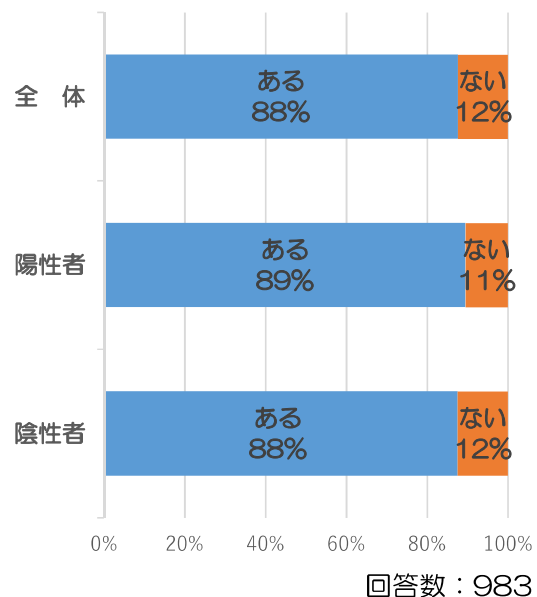
- ◆ 陽性者は、陰性者よりもマスク着用率が低い
- ◆ 接客中は、更衣室・控室よりもマスク着用率が低い

アンケート調査による感染予防策の実態（換気・体調管理）

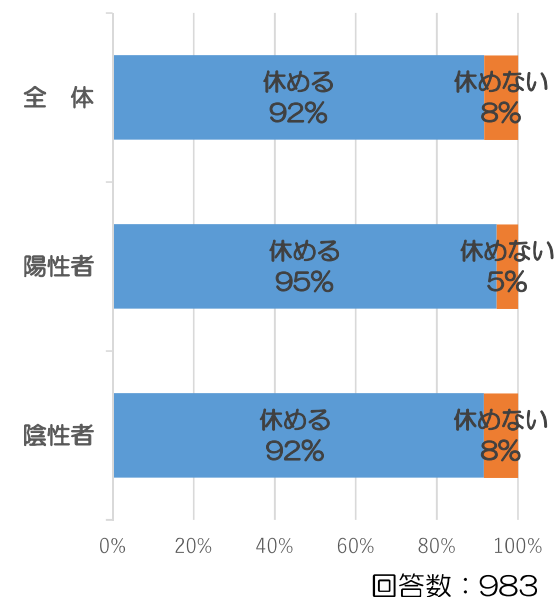
店内の換気状況



店からの体調管理の義務付け



体調不良時に気軽に休める



- ◆ 陽性者は、陰性者と比べて、店内の換気が不良の割合が高い
- ◆ 多くの店で体調管理を義務付けている
- ◆ 体調不良時には多くの方が気軽に休める環境にある

すすきの地区における営業時間短縮等の要請について

1 要請の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を短期的かつ集中的に展開するため、すすきの地区を対象とした営業時間短縮等の要請を実施する。(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請)

2 要請の概要

(1) 対象地域

すすきの地区(南3条～南8条、西2丁目～西6丁目の区域)

(2) 対象施設

- ① 接待を伴う飲食店(キャバレー、ホストクラブ等)
- ② 酒類提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)
- ③ 酒類提供を行うカラオケ店
- ④ 酒類提供を行う料理店・食堂等(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

(3) 要請内容

- 営業時間は5時から22時まで
 - ① 接待を伴う飲食店(キャバレー、ホストクラブ等)
 - ② 酒類提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)
- 酒類提供時間は5時から22時まで
 - ③ 酒類提供を行うカラオケ店
 - ④ 酒類提供を行う料理店・食堂等(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

(4) 要請期間

11月7日(土)～11月27日(金)

(5) 協力支援金

事業者への周知期間や事業者の準備期間等を考慮し、11月11日(水)から11月27日(金)までの全て期間において要請に応じた事業者に対して、1事業者当たり一律20万円を支給する。